

平成14年1月29日  
監 査 事 務 局

問い合わせ先  
監査事務局総務課  
電話 03-5320-7011

港湾局が所管する大田区東海二丁目23番に所在する所有地の  
管理を怠るなどとし必要な措置を求める住民監査請求監査結果

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

### 2 請求書の提出

平成13年11月20日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

ア 港湾局は、東京港沖合埋立整備事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所、東京港防災事務所、港湾局財務課が発注した建設工事を請け負った建設会社に、現場事務所用地を無償で一時貸付している。

イ 一時貸付の手続は、建設会社が発注元の上記港湾局事務所長の副申（貸付依頼書）と、建設会社作成の一時貸付の申請書（函面・事務所の見取り図等を添付し）を提出し、港湾局と無償貸付の契約を締結する。

建設事務所はプレハブ等の現場事務所を建て、工事が終了すればその建物は撤去しなければならない。

ウ しかし、東京港防災事務所埋立地管理課が所管している大田区東海二丁目の東海南部貸付用地には現在9件の現場事務所が建てられているが、以下の違法・不当な行為が判明した。

契約書が存在しないもの2件・・・吉田組、若葉建設

建設工事契約が終了しているにもかかわらず、現場事務所を撤去していなかったもの3件・・・吉田組、若葉建設、大旺建設

吉田組・・・平成12年1月31日頃から平成13年7月27日まで

若築建設・・・平成13年3月9日頃から平成13年7月30日頃まで  
大旺建設・・・平成13年10月31日から現在まで

東亜建設は、自社の現場事務所の建物のうち、40m<sup>2</sup>を西松建設に有償で貸して利益を得ていた。

エ 担当課長は、手続の怠慢を認めたが、不当利得の返還請求の手続は取らないと言う。

オ 違法・不当理由

契約もなく、また、契約期限が切れていたにもかかわらず、違法に現場事務所を建てていた。

契約事項に違反し、事務所を有償で貸していた。

## (2) 措置要求

契約違反し利得を得た建設会社から不当利得金は返還させる、又は東京港防災事務所長・埋立地管理課長、その他本件財務会計担当者の個人の負担で損害を賠償させる。

## 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

# 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

港湾局が所管する大田区東海二丁目23番に所在する都有地（以下「本件用地」という。）のうち、株式会社吉田組（以下「吉田組」という。）外3社が占有している土地について財産の管理を怠る事実があるか否か、及び東亜建設工業株式会社（以下「東亜建設工業」という。）との都有地貸付契約を監査対象とした。

## 2 監査対象局等

港湾局を監査対象とした。

また、平成13年12月26日に若築建設株式会社（以下「若築建設」という。）に対し、同月27日に吉田組に対し、関係人調査を実施した。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、陳述を行わない旨の連絡があったため、陳述は実施しなかった。  
また、新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) 本件用地にかかる貸付契約（以下「本件貸付契約」という。）がないまま、本件用地の一部が吉田組及び若築建設に使用されていたことを違法・不当として、その是正及び損害の補てんを求める請求には、理由があるものと認める。  
したがって、このことについて、法第242条第3項の規定に基づき、知事に対し別項のとおり勧告する。
- (2) 本件貸付契約がないまま、本件用地の一部が若葉建設及び大旺建設株式会社（以下「大旺建設」という。）に使用されていたこと並びに東亜建設工業が本件貸付契約に違反し、本件用地上に存する同社の建物の一部を西松建設株式会社（以下「西松建設」という。）に有償で貸し付けていたことを違法・不当として、その是正及び損害の補てんを求める請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

#### (1) 本件用地の管理

東京港防災事務所（以下「防災事務所」という。）埋立地管理課は、本件用地に関し、貸付契約の締結などの管理業務を所管している。

本件用地の貸付可能総面積は、約18,950m<sup>2</sup>である。

#### (2) 本件用地の貸付けに関する規定について

本件用地の貸付けに関する主な規定は以下のとおりである。

ア 東京都臨海地域開発規則（平成13年東京都規則第80号。以下「規則」という。）

第2条第2項 (略) 臨海地域の開発を妨げない限度において(略) 臨時設備の設置その他一時使用を目的とする場合は、用地を貸し付けることができる。

第4条第2項 (略) 臨海地域の開発のため必要であり、かつ、次のいずれかに該当する場合においては、知事が別に定めるところにより無償で、又は時価より低い価額で用地を処分し、又は使用させることができる。

1～5 (略)

6 臨時設備の設置その他一時使用のため用地を貸し付けるとき。

第18条 第2条第2項の規定による臨時設備の設置その他一時使用のための用地の貸付けに係る貸付期間は、1年以内とし、必要により更新することができる。

イ 臨海地域における用地等の一時貸付け等に関する取扱要綱(平成13年3月27日知事決定12港開調第653号。以下「取扱要綱」という。)

規則第2条第2項(略)の規定に基づく一時貸付け及び使用承認に関する取扱いについては、次に定める方針に基づき処理するものとする。

第1 規則第2条第2項の規定に基づき用地を一時的に貸し付けることができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

1 都市の基盤となる施設整備を目的とする公共工事又は埋立工事、しゅんせつ工事その他の港湾工事の用に供するため、当該工事の施行者又は請負者に用地を使用させるとき。

2～10 (略)

ウ 臨海地域における用地等の管理及び処分に係る価格の減額等に関する取扱基準(平成13年3月27日知事決定12港開調第650号。以下「取扱基準」という。)

規則第4条第2項(略)の規定に基づく減額等の取扱いについては、次に定めるところにより処理するものとする。

第2 規則第4条第2項第6号の規定による一時貸付けに係る貸付料について

1 別表2に定める事例については、同表の減額率を限度として減額するものとする。

別表2

減 額 率	貸 付 事 由
100パーセント	1 都市の基盤となる施設整備を目的とする公共工事 又は埋立工事、しゅんせつ工事その他の港湾工事の 用に供するため、当該工事の施行者又は請負者に用 地を使用させるとき。  2～4 (略)

## エ 規則、取扱要綱及び取扱基準の施行前の取扱いについて

規則、取扱要綱及び取扱基準（以下「規則等」という。）は、いずれも平成13年4月1日から施行されている。規則等の施行前における一時貸付けは、東京都埋立地開発規則（昭和53年東京都規則第5号。以下「旧規則」という。）及び「埋立地の管理及び処分に係る価格の減額等に関する取扱基準」（昭和53年1月31日知事決定52港臨開第218号。以下「旧取扱基準」という。）に基づき、規則等に規定する取扱いと同様の取扱いがなされていた。

## 2 監査対象局の説明

### (1) 所有地の利用等に関する基本的な考え方

ア 本件用地は、現在、港湾局の臨海地域開発事業会計が所管する普通財産である。

イ 当局は、本件用地を、昭和62年頃から羽田沖埋立工事の現場事務用地として利用して以来、今日まで専ら局発注工事の現場事務用地として活用してきた。

本件用地を当該用途に供するため確保してきたのは、局発注工事の施行箇所が港湾区域であり、工事の円滑な実施を図る必要があること、海上公園予定地という港湾計画上の位置付け等から局有地を有効活用することなどの理由によるものである。

ウ 本件用地は、工事請負者に無償で一時貸付けする代わりに、用地費相当を積算額から減額することにより、都費の投入額を抑制する効果も得られている。

エ 当面、現場事務用地以外の用途で利用したり、処分して収入を得ることは考えていない。

### (2) 本件用地の貸付手続について

現場事務所用地の借受けを希望する局発注工事の工事請負者は、防災事務所に対し、都用地借受申込書を提出する。

防災事務所は、申請内容を審査し、適正であれば現地確認等を経て、貸付けを決定し、工事請負者と貸付契約を締結する。

なお、工事請負者が、現場事務所用地を確実に必要としていることを確認するため、局工事監督部所からの副申書も防災事務所へ提出させることとしている。

なお、貸付契約書には、場所と面積を特定するため、当該用地を区画割りし、番号を付した図面を添付している。

### (3) 本件貸付契約及び本件用地の使用実態について

本件貸付契約及び本件用地の使用実態に関し、本件請求にかかる吉田組、若葉建設、若築建設及び大旺建設については、次のとおりである。

#### ア 若葉建設の使用している用地について

本件用地を若葉建設なる者が使用していた事実はない。

#### イ 吉田組の使用している用地について

吉田組の使用している用地は、本件用地のうち、区画番号7、面積約410m<sup>2</sup>(以下「本件用地A」という。)である。

平成11年度以後の本件貸付契約と本件用地Aの貸付根拠となる工事請負契約(以下「貸付対象工事契約A」という。)を照合したところ、本件貸付契約は存在しないが、無償貸付の根拠となる貸付対象工事契約Aが存在していた期間(平成11年9月10日から平成12年3月30日まで、平成12年6月6日から同年11月28日まで)と、本件貸付契約も貸付対象工事契約Aもなく土地を使用していた期間(平成11年4月1日から同年9月9日まで、平成12年3月31日から同年6月5日まで、平成12年11月29日から平成13年7月26日まで)のあることが判明した。なお、平成13年7月27日以降は無償貸付の根拠となる貸付対象工事契約が存在していたので、そ及して貸付契約を締結した。

本件貸付契約は存在しないが貸付対象工事契約Aが存在していた期間については、貸付契約を締結しないという不備はあるが、貸付対象工事契約Aによって、本件用地Aとして使用させていたものであり、都に損害はなかったと考えている。

防災事務所埋立地管理課における「埋立地管理課文書管理基準表」(平成

10年11月10日付10東防埋第620号)において、一時貸付けに関する文書の保存期間は1年と定めてあるため、平成11年度の一時貸付けに関する文書は、廃棄の対象となっているが、公文書開示請求等の経緯があり結果的に保存されており、それ以前は廃棄されている。

よって、平成10年度以前については、本件貸付契約に関する文書が現存しないため、貸付けの事実を明らかにすることはできないが、貸付対象工事契約Aは存在しており、正当な根拠がなく使用していた事実はないと考えている。

なお、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの期間については、吉田組が本件用地Aに関する貸付契約書を保管していたので、貸付けの事実を明らかにすることができる。

#### ウ 若築建設の使用している用地について

若築建設の使用している用地は、本件用地のうち、区画番号8及び9、面積約817m<sup>2</sup>(以下「本件用地B」という。)である。

平成11年度以後の本件貸付契約と本件用地Bの貸付根拠となる工事請負契約(以下「貸付対象工事契約B」という。)を照合したところ、本件貸付契約は存在しないが、無償貸付の根拠となる貸付対象工事契約Bが存在していた期間(平成11年10月1日から平成13年3月30日まで)と、本件貸付契約も貸付対象工事契約Bもなく土地を使用していた期間(平成11年4月1日から同年9月30日まで、平成13年3月31日以降)のあることが判明した。

本件貸付契約は存在しないが貸付対象工事契約Bが存在していた期間については、貸付契約を締結しないという不備はあるが、貸付対象工事契約Bによって、本件用地Bとして使用させていたものであり、都に損害はなかったと考えている。

なお、平成11年度以前については上記イと同様であるが、平成8年6月1日から平成9年9月30日までの期間については、若築建設が本件用地Bに関する貸付契約書を保管していたので、貸付けの事実を明らかにすることができる。

#### エ 大旺建設の使用している用地について

大旺建設の使用している用地は、本件用地のうち、区画番号10及び21、面積約816m<sup>2</sup>(以下「本件用地C」という。)である。

本件用地Cについては、平成13年6月12日付13東防埋第120号により、貸付期間を平成13年6月12日から同年10月31日までとする本件貸

付契約（以下「本件貸付契約C」という。）を締結し、貸し付けた。

本件貸付契約C第11条において、「乙（大旺建設）は、（略）貸付期間が満了した場合は、自己の負担で直ちにこの所有地を原状に回復して、甲（東京都）に返還しなければならない。」としている。

本件貸付契約Cの対象となる工事（以下「本件貸付対象工事C」という。）は、平成13年10月31日に完了したので、当局は、本件貸付対象工事Cの完了検査を同年11月9日に実施することとした。

本件用地Cの貸付期間は同年10月31日までであるが、この時点で現場事務所を撤去すると、現場事務所に整理保管されている、完了検査に必要な多くの工事記録写真や工事関係図面などの関係資料を移動させなければならず、同年11月9日に円滑で効率的な完了検査を行うことは困難であることから、当局は、大旺建設に対し、完了検査が終了するまでの期間、本件用地Cを現場事務所用地として使用することを認めた。

完了検査は、同月9日問題なく終了したので、防災事務所は、同月12日、現場事務所の撤去を指示した。大旺建設はこの指示を受け、速やかに現場事務所の撤去工事に着手し、同年12月1日に本件用地Cを原状回復の上都に返還した。防災事務所は、このことを同月3日に確認した。

よって、本件の経過は、本件貸付契約Cに反するものではなく、本件用地Cの管理を怠る事実はなかったものと考えている。

(4) 本件貸付契約に反し有償で建物の一部を他に貸与していることについて

都は、東亜建設工業と平成13年3月30日付12東防埋第1062号による本件貸付契約（以下「本件貸付契約D」という。）を締結し、本件用地のうち、区画番号5、6及び18、面積約2,046m<sup>2</sup>（以下「本件用地D」という。）を貸し付けている。

本件請求があった後、防災事務所職員が東亜建設工業から事情を聴取したところ、本件用地Dに所在する自社の現場事務所の一部である40m<sup>2</sup>を平成13年8月から有償で西松建設に貸し付けている事実を確認した。

当該貸付けの経緯は、西松建設が都から「平成13年度新海面処分場Gブロック南側護岸地盤改良工事（その1）」を受注したことにより、西松建設が自社で所有地を借り受けて現場事務所を設置すべきところ、当該地盤改良工事の下請けに入っていた東亜建設工業が別の港湾局発注工事の現場事務所を設置していたた

め、その一部を借り受けたものであるとの説明を受けた。

この東亜建設工業の行為は、本件貸付契約D第4条の用途指定に違反するものであると認められる。

ただし、東亜建設工業が西松建設に貸し付けた面積は全体のごく一部に過ぎず、賃料も実費相当額を徴収していたと認められること等から、東亜建設工業との貸付契約の解除は行わず、平成13年11月26日、東亜建設工業と西松建設に対し、西松建設の現場事務所は直ちに退去するよう指示した。

なお、西松建設の現場事務所は、平成13年12月1日に退去し、本件貸付契約Dの違反は是正された。このことは、同月7日に防災事務所職員が現地に立ち入り調査し、完全に退去したことが事実であることを確認した。

よって、西松建設の退去により東亜建設工業の用途指定違反は是正され、また賃料が実費相当額であることから、東亜建設工業が不当利得を得ていたとはいえず、都に損害はなかったと考えている。

上記(1)から(4)までのとおり、当局は、本件用地をおおむね適正に管理してきたと考えている。しかし、一部の期間については、貴重な公有財産を管理する立場として反省すべき点もあると考えており、より適正な管理を行えるよう、今後も更に努力してまいりたい。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局等の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、本件貸付契約がないにもかかわらず、本件用地の一部が使用されていたこと及び本件貸付契約に違反し、建物の一部を有償で貸し付けていたことを違法・不当として、その是正及び損害の補てんを求めているものと解される。

そこで、以下、このことについて判断する。

#### (1) 本件貸付契約の締結について

監査対象局の説明、関係資料、関係人調査及び現地調査（平成13年12月10日実施）により、以下の事実を確認した。

## ア 若葉建設について

監査対象局の説明及び現地調査により、若葉建設なる者に本件用地が使用されていた事実は認められなかった。

したがって、本件貸付契約がないまま、若葉建設に本件用地を使用されていたことを違法・不当とする請求人の主張は認められない。

## イ 本件用地 A について

- (ア) 一時貸付けに関する文書は、平成 7 年度分から平成 9 年度分までは平成 12 年 3 月 3 日付 11 東防埋第 982 号により、平成 10 年度分は平成 12 年 8 月 28 日付 12 東防埋第 360 号により、廃棄されていることから、本件用地 A にかかる貸付契約（以下「本件貸付契約 A」という。）に関しては確認できない。
- (イ) 平成 13 年 12 月 12 日付けで 13 東防埋第 621 号により、同年 7 月 27 日にそ及して平成 14 年 3 月 31 日までの本件貸付契約 A を締結している。
- (ウ) 平成 11 年度以後は、(イ)を除き、本件貸付契約 A を締結した事実は認められなかった。
- (エ) 平成 10 年度以前については、本件用地 A の関係人から、貸付期間が平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの本件貸付契約 A に関する契約書（平成 8 年 3 月 29 日付 7 埋管管第 980 号）が提示された。
- (オ) 7 埋管管第 980 号による契約の貸付期間満了後も、継続して使用されていたことを関係人調査等により確認した。

以上のことから、平成 9 年 4 月 1 日から平成 13 年 7 月 26 日までの間は、本件貸付契約 A があったとは認められず、また、平成 13 年 7 月 27 日から同年 12 月 11 日までの間は、同年 12 月 12 日付けで貸付契約をそ及して締結したものであり、13 東防埋第 621 号による契約によって財産管理が適正に行われたものとは言えない。

したがって、監査対象局が、7 埋管管第 980 号による契約第 10 条の原状回復義務の履行確認を怠り、平成 9 年 4 月 1 日から平成 13 年 12 月 11 日までの間、本件用地 A が吉田組に使用されていたことは、財産の管理を怠る事実

に当たり、都に損害を与えていたものと認められる。

よって、本件用地 A について、貸付契約がないまま使用されていたことを違法・不当とする請求人の主張には、理由があるものと認める。

#### ウ 本件用地 B について

- (ア) 平成 10 年度以前の関係文書については、上記イ(ア)と同様である。
- (イ) 平成 11 年度以後は、本件用地 B にかかる貸付契約（以下「本件貸付契約 B」という。）を締結した事実は認められなかった。
- (ウ) 防災事務所は、若築建設から平成 13 年 12 月 7 日に現場事務所の撤去を完了した旨の通知を受け、同月 10 日に、本件用地 B が原状回復されていることを確認した。
- (エ) 現地調査により、本件用地 B が原状回復されていることを確認した。
- (オ) 平成 10 年度以前については、本件用地 B の関係人から関係人調査日の翌々日に、貸付期間が平成 9 年 5 月 31 日から同年 9 月 30 日までの本件用地 B に関する貸付契約書の写しのほか、会社の当事者である東京支店長印の使用状況から文書の存在が推測できるとして、平成 10 年の「支店長印捺印簿」の写しが提出された。

当該捺印簿の 3 月 24 日欄には、

提出先 東京都東京港沖合埋立整備事務所

件 名 工事用地の使用について（97 臨海道路 A 2 橋台）

と記載されており、件名欄の記事中の「97 臨海道路 A 2 橋台」は、関係資料から、同整備事務所が平成 9 年 7 月 3 日に港湾局長に起工依頼した、工期が平成 10 年 8 月 20 日までの「平成 9 年度東京港臨海道路東西水路横断橋 A 2 橋台建設工事」であることが確認できる。

したがって、当該建設工事の工期である平成 10 年 8 月 20 日を貸付期間の終期とする、本件貸付契約 B の手続が行われていたことが推認できる。

- (カ) (オ)において推認した貸付期間の終期である平成 10 年 8 月 20 日の後、平成 13 年 12 月 7 日まで、継続して使用されていたことを関係人調査等により確認した。

以上のことから、監査対象局が、(オ)において推認した本件貸付契約 B の貸

付期間満了時に原状回復義務の履行確認を怠り、平成10年8月21日から平成13年12月7日までの間、本件用地Bが若築建設に使用されていたことは、財産の管理を怠る事実にあたり、都に損害を与えていたものと認められる。

よって、本件用地Bについて、貸付契約がないまま使用されていたことを違法・不当とする請求人の主張には、理由があるものと認める。

#### エ 本件用地Cについて

監査対象局の説明等により、以下の事実を確認した。

- (ア) 本件用地Cの貸付期間は、本件貸付契約Cにより、平成13年6月12日から同年10月31日までとなっていること。
- (イ) 本件貸付対象工事Cの完了により、監査対象局が平成13年11月9日に完了検査を実施するとしたこと。
- (ウ) 防災事務所は、検査員が円滑で効率的な完了検査を行うため、完了検査終了まで現場事務所の存置を認めたこと。
- (エ) 工事・製造検査調書において、完了検査の実施日が平成13年11月9日となっていること。
- (オ) 防災事務所が、完了検査終了後の平成13年11月12日に、大旺建設に対し現場事務所の撤去を指示し、同年12月3日に原状回復されていることを現場確認したこと。
- (カ) 現地調査により、本件用地Cが原状回復されていることを確認した。

したがって、検査員が円滑で効率的な検査を行うため、防災事務所が現場事務所の存置を認めたことには、合理的理由があると認められること、防災事務所が完了検査終了後の平成13年11月12日、大旺建設に対し、現場事務所の撤去を指示したこと、防災事務所は、大旺建設が指示に従って本件用地Cを原状回復し都に返還したことを、同年12月3日に確認したことから、財産の管理を怠っているとは認められない。

よって、本件用地Cについて、貸付契約がないまま使用されていたことを違法・不当とする請求人の主張は認められない。

以上のことから、本件貸付契約がないまま、本件用地の一部を使用されていたことを違法・不当とし、その是正及び損害の補てんを求める請求人の主張のうち、本件用地 A 及び本件用地 B にかかる主張には、理由があるものと認める。

(2) 本件貸付契約に対する違反について

監査対象局の説明、関係資料及び現地調査により、以下の事実を確認した。

- ア 東亜建設工業は、本件貸付契約 D により、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間、本件用地 D の貸付けを受けている。
- イ 本件貸付契約 D 第 4 条の定めにより、港湾局発注の「平成 12 年度有明北地区護岸築造工事」の事務所等用地として使用するよう、用途指定を受けている。
- ウ 東亜建設工業は、平成 13 年 8 月 1 日に、同日から平成 14 年 1 月 31 日までの間、本件用地 D に所在する同社現場事務所の 2 階の一部 40 m<sup>2</sup> を西松建設に貸し付ける旨の事務所賃貸借契約を締結した。
- エ 東亜建設工業が西松建設の賃料とした額は、関係資料の調査により、建物及び備品の損料については東亜建設工業のリース料をあん分した額に相当する額であり、その他は光熱水費相当額及び消費税等相当額であったと認められることから、実費相当額程度であったことを確認した。
- オ 防災事務所は、平成 13 年 12 月 6 日に東亜建設工業から、西松建設が同月 1 日に現場事務所を明け渡した旨の説明を受け、同月 7 日に現場確認をした。
- カ 現地調査により、西松建設が現場事務所を明け渡していることを確認した。
- キ 西松建設は、平成 13 年 7 月 13 日付けで、貸付対象工事契約（13 財経一・契第 254 号、工期 平成 14 年 1 月 10 日まで）を締結している。

以上のことから、東亜建設工業が同社の現場事務所の一部を西松建設に貸し付けたことは適切とはいいがたいが、賃料が実費相当額程度であり、東亜建設工業に不当利得が発生したとは認められず、また、西松建設が現場事務所を明け渡したことにより、本件貸付契約 D における違反状態も解消されていることから、違法・不当とは認められない。

したがって、東亜建設工業が本件貸付契約に違反し、同社の建物の一部を西松建設に有償で貸し付けていたことを違法・不当として、その是正及び損害の補てんを求める請求人の主張は認められない。

よって、本件貸付契約がないにもかかわらず、本件用地の一部を使用されていたこと及び本件貸付契約に違反し、建物の一部を有償で貸し付けていたことを違法・不当として、その是正及び損害の補てんを求める請求人の主張のうち、本件用地 A 及び本件用地 B にかかる主張には、理由があるものと認める。

【知事への勧告】

法第242条第3項の規定に基づき、知事に対し、平成14年7月31日までに、次の措置を講じることを勧告する。

(1) 損害の補てん措置

本件用地A及び本件用地Bについて、財産管理を怠っていた期間における土地貸付料相当額が都の損害額に当たるので、これを十分精査の上、確定し、その補てんのために必要な措置を講じること。

(2) 上記(1)の金額に対する損害の発生した日から支払日までの年5分の割合による  
利子相当額

## 資料（東京都職員措置請求書等）

石原都知事・東京港防災事務所長埋立管理課長、その他本件に関係する財務会計職員、及び、吉田組・若築建設・大旺建設・東亜建設・西松建設に関する措置請求書

### 本件の概要

- 1、港湾局は、沖合埋立事務所・東京港建設事務所・東京港管理事務所・東京港防災事務所・港湾局財務課が発注した建設工事を請け負った建設会社に現場事務所用地を無償で一時貸付している。
- 2、一時貸付の手続きは、建設会社が発注元の上記港湾局事務所長の副申（貸付依頼書）と、建設会社作成の一時貸付の申請書（図面・事務所の見取り図等を添付し）を提出し、港湾局と無償貸付の契約を締結する。

建設事務所はプレハブ等の現場事務所を建て、工事が終了すればその建物は撤去しなければならない。

- 3、しかし、東京港防災事務所埋立地管理課が所管している大田区東海2丁目の東海南部貸付用地には現在9件の現場事務所が建てられているが、以下の違法・不当な行為が判明した。

契約書が存在しないが2件・・・吉田組・若葉建設

建設工事契約が終了しているにもかかわらず、現場事務所を撤去していなかった3件・・・吉田組・若築建設・大旺建設

吉田組・・・平成12年1月31日頃から平成13年7月27日まで

若築建設・・・平成13年3月9日頃から平成13年7月30日頃まで

大旺建設・・・平成13年10月31日か日ら現在まで。

東亜建設は、自社の現場事務所の建物のうち、40平方メートルを西松建設に有償で貸して利益を得ていた。

- 4、担当課長は、手続きの怠慢を認めたが、不当利得の返還請求の手続きは取らないと言う。

### 違法・不当理由及び賠償請求

契約もなく、また、契約期限がきれていたにもかかわらず、違法に現場事務所をたてていた。

契約事項に違反し、事務所を有償で貸していた。

よって、契約違反し利得を得た建設会社から不当利得金は返還させる、または、東京港防災事務所長埋立地管理課長、その他本件財務会計担当者の個人の負担で損害を賠償させる。

上記地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

(以上、原文のまま掲載)

#### 事実証明書

ア 東京港防災事務所埋立地管理課作成の工事用地貸付状況図

イ 請求人陳述書